

**令和7年度岩手県救急安心センター事業  
（#7119）広報業務**

**業務仕様書**

**令和7年2月  
岩手県**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、県が実施する「令和7年度岩手県救急安心センター事業（#7119）広報業務（以下「本業務」という。）」に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

## 1 本業務の目的

救急安心センター（#7119）は、令和7年度に県が運用開始を予定している救急電話相談事業であり、県民が急な病気やけがをした際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談窓口の設置によって県民に安心・安全を提供するとともに、適時・適切な救急要請や医療機関受診を促進していく上で極めて有効な事業である。

本業務は令和7年4月の運用開始予定時期に合わせ、各種メディアを活用して広く県民に周知することで、#7119の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

## 2 本業務の概要

### （1）業務の名称

令和7年度岩手県救急安心センター事業（#7119）広報業務

### （2）委託期間

ア 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

イ 委託予定額（上限）3,500,000円（税込）

### （3）委託業務内容

「岩手県救急安心センター事業（#7119）」の事業内容を効果的に県民に伝えることができる広報業務を企画提案し、あらゆる年代層の県民を対象として、県内全域にPRできる内容とすること。

ア ポスターの作成及び公共機関等へのポスターの掲出

県内の公共機関（市町村役場、消防機関、医療機関）に#7119のポスターを掲出するためにポスターデザインの作成、印刷及び各所への発送を行う。

（ア）ポスター

規格 A4判（片面、カラー印刷）

部数 1,000部

（イ）ポスターの発送

県内の公共機関（市町村役場、消防機関、医療機関）1,000か所程度に発送すること。発送する際は、県保健福祉部医療政策室と協議することとし、同室が作成する文書を同封すること。

（ウ）企画提案内容

①作成スケジュール

②上記仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可）

(エ) 留意事項

①デザインや内容については、提示された内容を基に、契約後に受託者と県で調整の上決定する。

イ SNS、ホームページ、広報誌等に掲載する画像データ（チラシ用デザイン）の作成

アのポスターデザインを基調としたSNS等に掲載する画像データを作成するとともに、チラシ作成にも活用できる両面印刷用のデザインを作成すること。

ウ PR推進動画

以下の内容を踏まえた動画を作成する。4月中に完成させ、各種広報媒体にて活用すること。

(ア) 視聴者を意識した内容

初めて目にする県民向けに#7119の利用の仕方、用途が伝わるような内容

(イ) 動画時間

60秒程度

エ 動画の活用方法

各種広報媒体を活用した効果的な情報発信方法（工程等）を提案し、実施すること。

なお、以下の広報媒体については全て活用すること。実施する場合は、委託者と協議の上、契約期間内に実施することとし、実施状況については別途実績報告書に記載する。

(ア) 県の公式ホームページ、X、YouTube

オ 上記以外の#7119PRの実施

事業費（委託上限額）の範囲内で、以下の項目に留意した上で、高齢者を含むあらゆる年代の県民へ周知する独自の企画について提案し、委託者の承認を得た上で実施すること。

(ア) 救急電話相談の「救急車を呼んだ方が良いのか迷う時の相談ダイヤル」という役割について明確に伝える内容の広報を行うこと。

(イ) 県民が急なケガや病気の時に、救急相談電話を利用できるよう、記憶に残るようなキャッチフレーズ等を用いるなど工夫した広報を行うこと。

カ 実施した広報結果を取りまとめ、広報効果の検証・分析を行い、報告をすること。

### 3 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

(1) 成果物の納品

2で作成した成果物（画像データ等を含む）を、電子媒体を含めて、令和8年3月31日（火）までに納品すること。

なお、2（3）イで作成した成果物の画像データのデータ形式は、PDF及びイラストレーター等編集可能なものとする。

(2) 業務完了報告書等

本業務完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については、本業務の執行課程や経過が明確となるよう取りまとめること。

### 4 契約に関する案件

(1) 関係者との連携・調整

本業務は、県と十分協議を行いながら進めること。また、本業務の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

(2) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(3) 再委託の相手方

受託者は、上記「（2）再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「（2）再委託等の制限イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務によって得られた成果物に係る受託者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、あらかじめ委託者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、委託者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(6) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

受託者は、本業務を行うに当たり、県に対し、動画及びSNS等での発信内容が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びSNS等での発信内容に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県は、一切その責を負わない。

(7) 機密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(8) 個人情報の取扱いについて

受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例（令和4年岩手県条例第49号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守すること。

(9) その他

ア 受託者は、企画・校正イメージを委託者と十分に摺り合わせをした上で、業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

イ 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。